

総務委員会資料(Ⅱ)

12月定例会主要事項

- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 …………… P 1
- 職員の自己啓発等休業に関する条例 …………… P 36
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の
一部を改正する条例 …………… P 43
- 岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例 …………… P 65
- 当せん金付証票の発売について …………… P 68

平成19年11月21日

総 務 部

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により，育児短時間勤務の制度が創設されたこと等に伴い，育児短時間勤務に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情に、育児休業をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、養育することができる状態に回復したことを加える。
- (2) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において、号給を調整することができることとする。
- (3) 育児短時間勤務をすることができない職員は、次のとおりとする。
 - ア 非常勤職員
 - イ 臨時的に任用される職員
 - ウ 任期付採用職員
 - エ 勤務延長職員
 - オ 育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）その他の法律により育児休業をしている職員
 - カ オの職員のほか、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子について、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
- (4) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、次のとおりとする。
 - ア 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は(6)イに該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は(6)イの承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
 - イ 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - ウ 育児短時間勤務をしている職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、養育することができる状態に回復したこと。
 - エ 育児短時間勤務の承認が、(6)ウに該当したことにより取り消されたこと。

オ 育児短時間勤務の終了後、当該職員の配偶者が3月以上にわたり当該子を育児休業等の方法により養育したこと（当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

カ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(5) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(6) 育児短時間勤務の承認の取消事由は、次のとおりとする。

ア 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

イ 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

ウ 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(7) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情は、次のとおりとする。

ア 過員を生ずること。

イ 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(8) 育児短時間勤務職員等についての岡山県職員給与条例等の規定の適用については、給料月額等を、その者の受ける号給に応じた額等にその者の勤務時間を職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額等とする。

(9) 育児短時間勤務職員等の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、育児短時間勤務等をした期間の3分の1を在職期間から除算する。

(10) 部分休業をすることができない職員に、育児短時間勤務職員等を加える。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1) 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、承認を受けた育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について32時間までの範囲内で任命権者が定める。

(3) 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

招へい型の任期付研究員の裁量による勤務について、当該任期付研究員が育児

短時間勤務の承認を受けた職員である場合は、当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日以外の日において、1日につき当該育児短時間勤務等の内容に従った勤務時間を割り振られたものとみなす。

4 岡山県職員給与条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員に対しては、初任給調整手当、扶養手当、地域手当の一部、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当等及び退職手当を支給しないこととする。

5 その他規定の整備を行う。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県職員給与条例の一部改正)

第一条 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第二条第二項又は第三項」を「第二条第三項又は第四項」に改め、「得た数」の下に「(第十九条の七第三項及び第十九条の八第二項において「算出率」という。)」を加える。

第十五条第三項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第十六条第三項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「及び勤務時間条例第四条第一項」を「及び同項」に改める。

第十八条の三第二項中「再任用職員及び」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は」を加える。

第十九条の七第三項中「一万千五百円」の下に「(短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額)」を加える。

第十九条の八第二項中「定める額」の下に「(短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額)」を加える。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項ただし書中「任命権者は、」の下に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし、」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に、「月曜日」を「月曜日」に、「週休日」を「週休日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員(第四項)」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占

めるもの（第五項）に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。第五項において「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。第五項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第五条第一項中「第二条第五項又は第六項」を「第二条第六項又は第七項」に改める。

（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第三条 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「若しくは第二項」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」を加える。

（岡山県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第四条 岡山県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「再任用職員」の下に「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条第二項」を「第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項」に、「第六条の二、第七条」を「第七条、第八条、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）」に、「第九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項及び第二項」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

第二条第三号中「第五条の二」を「第六条及び第十条第三号」に改め、同条第六号中「ほか、」を「ほか、職員が」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号の次に次の二号を加える。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及び第十六条において同じ。）に申し出た場合に限る。）。

第五条の見出し中「取消し事由」を「取消事由」に改め、同条第一号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第二十五条とする。

第九条を削る。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務職員等

第八条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（部分休業の承認）

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第七条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条第一項中「昭和二十九年岡山県条例第八号」の下に「。次項及び第十九条において「退職手当条例」という。」を加え、同条第二項中「岡山県職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の十三条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
 - 二 臨時的に任用される職員
 - 三 任期付採用職員
 - 四 職員の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員
 - 五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
 - 六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
- (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- 二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- 三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子

を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第一項第五号に規定する条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号に規定する条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一 試験研究機関等（試験場、研究所等で人事委員会が指定する機関をいう。以下この号において同じ。）に勤務する職員のうち、給与条例第二条第一項に規定する研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長及び次長を除く。） 日曜日及び土曜日を週休日（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次号及び第二十四条第二項において「勤務時間条例」という。）第二条第五項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第二条第六項ただし書の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までにを行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情)

第十五条 育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この号及び第二十二条において同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等の給料等の取扱い)

第十七条 育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四条第三項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第四項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第四条第六項</p>	<p>決定するものとする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第十一条第二項第二号</p>	<p>短時間勤務職員</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第</p>

			一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする
第十九条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	
第十九条第五項及び第十九条の四第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	
第十九条第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額	
第十九条第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して人事委員会規則	
第十九条の七第一項及び第三項並びに第十九条の八第一項及び第二項	短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等	

(育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の取扱い)

第十八条 育児短時間勤務職員等についての岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）第三十八条の規定の適用については、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。

）」とあるのは「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている

職員（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」と、同条第二項中「短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」とする。

（育児短時間勤務職員等の退職手当の取扱い）

第十九条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間中は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い）

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

（育児短時間勤務をしている一般職の任期付研究員の給料の取扱い）

第二十一条 育児短時間勤務職員等について的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）第五条の規定の適用については、同条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第四項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第二十二條 第六條の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第六條の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に改め、同条を第八條とする。

第五條の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第七條とする。

第五條の二の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第六條とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六條 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第三号中「第九條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第七條 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同條第二項中「五日間」の下に「(当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。))の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。))である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同條の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。))に従つた週休日(勤務時間条例第二条第五項に規定する週休日をいう。))以外の日)」を加え、「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、「(勤務時間)」の下に「(育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従つた勤務時間)」を加え、同條第五項中「第二条第四項及び第五項」を「第二条第六項及び第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五条中職員の育児休業等に関する条例第一条の改正規定（「第九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項及び第二項」に改める部分に限る。）及び同条例第八条の改正規定（「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分に限る。）並びに第六条の規定は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

2 第五条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の育児休業条例」という。）第八条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第四十四号）の施行の日（以下「改正法の施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

4 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第三号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第三十八条中「第二条第二項又は第三項」を「第二条第三項又は第四項」に改める。

改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務の制度が創設されたこと等に伴い、育児短時間勤務に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

ている職員以外の職員にあつては、当該勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、人事委員会が定める日）及び同項に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「年末年始の休日等」という。）をいう。

（特定の職員についての適用除外）

第十八条の三 1略

2 第八条の三から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十一条の二、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第二十條の規定は、再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員には適用しない。

（産業教育手当）

第十九条の七 1・2略

3 産業教育手当の月額は一萬九千円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は、一萬千五百円）（短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額）とする。

4 略

（定時制通信教育手当）

第十九条の八 1略

2 定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（短時間勤務職員にあつては、これらの額に算出率を乗じて得た額）とする。

一 四略

3 略

ている職員以外の職員にあつては、当該勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、人事委員会が定める日）及び勤務時間条例第四条第一項に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「年末年始の休日等」という。）をいう。

（特定の職員についての適用除外）

第十八条の三 1略

2 第八条の三から第十条まで、第十条の三、第十条の四、第十条の六、第十一条の二、第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第二十條の規定は、再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員には適用しない。

（産業教育手当）

第十九条の七 1・2略

3 産業教育手当の月額は一萬九千円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は、一萬千五百円）とする。

4 略

（定時制通信教育手当）

第十九条の八 1略

2 定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 四略

3 略

新

旧

（再任用職員等の給料月額）

第四条の二 1略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条又は前項の規定にかかわらず、同条又は同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。第十五条第三項及び第十六条第三項において「勤務時間条例」という。）第二条第三項又は第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第十九条の七第三項及び第十九条の八第二項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第十五条 1・2略

3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間条例第二条第七項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第二条第六項の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。（休日勤務手当）

第十六条 1・2略

3 前二項において「休日等」とは、勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第二条第六項の規定により毎日曜日を週休日と定められ

（再任用職員等の給料月額）

第四条の二 1略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条又は前項の規定にかかわらず、同条又は同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。第十五条第三項及び第十六条第三項において「勤務時間条例」という。）第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（時間外勤務手当）

第十五条 1・2略

3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間条例第二条第六項の規定により、あらかじめ勤務時間条例第二条第五項の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。（休日勤務手当）

第十六条 1・2略

3 前二項において「休日等」とは、勤務時間条例第四条第一項に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。第十八条の四第一項において「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第二条第五項の規定により毎日曜日を週休日と定められ

週休日¹を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

6| 第一項から第四項までの勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの五日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

7| 略

(休日の代休日)

第五条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」という。)である第二条第六項又は第七項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2| 略

とができる。

5| 第一項から第三項までの勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの五日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

6| 略

(休日の代休日)

第五条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」という。)である第二条第五項又は第六項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2| 略

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新

旧

（勤務時間）

第二条 1略

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。第五項において「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。第五項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（第五項において「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

5 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日を含む。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において

（勤務時間）

第二条 1略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員（第四項において「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について十六時間から三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間について三十二時間までの範囲内（特別の勤務に従事する職員については、一週間当たり三十二時間までの範囲内）で、任命権者が定める。

4 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日を含む。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けるこ

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>（再任用職員等についての適用除外） 第十八条 第三条の三、第四条、第四条の二第二項から第四項まで、 第四条の三、第五条の二、第五条の三、第六条の二、第六条の三、 第十三条附則第二項の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一 項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しく は第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項 又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定によ り採用された職員には適用しない。</p>	<p>（再任用職員等についての適用除外） 第十八条 第三条の三、第四条、第四条の二第二項から第四項まで、 第四条の三、第五条の二、第五条の三、第六条の二、第六条の三、 第十三条及び附則第二項の規定は、地方公務員法第二十八条の四 第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若 しくは第二項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四 条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

岡山県費負担教職員の給与等に関する条例新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>（へき地手当等）</p> <p>第四条 県費負担教職員（再任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する者に対しては、へき地手当を支給する。</p> <p>2～5略</p>	<p>（へき地手当等）</p> <p>第四条 県費負担教職員（再任用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する者に対しては、へき地手当を支給する。</p> <p>2～5略</p>

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第二十五条 略

(部分休業の承認の取消事由)

第二十六条 第十四条の規定は、部分休業について準用する。
第二十七条 略

圏内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

第十条 略

第十一条 第五条の規定は、部分休業について準用する。
第十二条 略

号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第四項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）
第二十二條 第六條の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（部分休業をすることができない職員）

第二十三條 育児休業法第十九條第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 略
- 二 育児短時間勤務職員等
- 三 略
- 四 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業の承認）
第二十四條 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六條に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第八條 育児休業法第九條第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 略
- 二 略
- 三 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（部分休業）
第九條 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第六條に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員については、二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範

職員等」という。)と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」と、同条第二項中「短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等」と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」とする。

(育児短時間勤務職員等の退職手当の取扱い)

第十九条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2| 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3| 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付研究員の給料の取扱い)

第二十一条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号)第五条の規定の適用については、同条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける

第五 項及び 第十九 条の四 第三項	額	第十九 条第五 項	給料月額 給料月額を算出率で除して得た額	第十九 条第六 項	人事委員 会規則 育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮し て人事委員会規則	第十九 条の七 第一項 及び第 三項並 びに第 十九條 の八第 一項及 び第二 項	短時間勤 務職員 育児短時間勤務職員等
--------------------------------	---	-----------------	-----------------------------	-----------------	--	---	-------------------------------

第十八条 (育児短時間勤務職員等の特殊勤務手当の取扱い)
 第十九条 育児短時間勤務職員等についての岡山県職員特殊勤務手
 当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)第三十八条の規
 定の適用については、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の
 五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項において
 「短時間勤務職員」という。)」とあるのは「地方公務員の育児
 休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規
 定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定に
 よる短時間勤務をしている職員(次項において「育児短時間勤務

	第四 条 第四 項	第四 条 第六 項	第十一 条 第二 項 第二 号	第十五 条 第一 項	第十九 条 第四 項	第十九
同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	短時間勤務職員 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
					給料の月額を算出率で除して得た額	給料の月額を算出率で除して得た額

時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができなくなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情

第十五条 育児休業法第十七条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この号及び第二十二条において同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務職員等の給料等の取扱い）

第十七条 育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	決定する
第三項	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を

び土曜日を週休日（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次号及び第二十四条第二項において「勤務時間条例」という。）第二項第五項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 勤務時間条例第二項第六項ただし書の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

ハ 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第十四条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短

又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第五号に規定する条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号に規定する条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

一 試験研究機関等（試験場、研究所等で人事委員会が指定する機関をいう。以下この号において同じ。）に勤務する職員のうち、給与条例第二条第一項に規定する研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長及び次長を除く。） 日曜日及

条例第八号。次項及び第十九条において「退職手当条例」という。
第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、

次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 任期付採用職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、

条例第八号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。
2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての岡山県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

ことができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができるとする状態に回復したとき。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第六条、第十一条第五号及び第十六条において同じ。）に申し出た場合に限る。）。

（育児休業の承認の取消事由）
第五条 育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができるとなつたとき。

二 略

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第六条 略

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第七条 略

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第九条 岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県

立行政法人の理事長を含む。第五条の二において同じ。）に申し出た職員が、当該請求に係る育児休業をじ、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

四 略

（育児休業の承認の取消し事由）

第五条 育児休業法第五条第二項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができるとなつたとき。

二 略

（任期付採用職員の任期の更新）

第五条の二 略

（期末手当等の支給）

第五条の三 略

（職務復帰後における給与等の取扱い）

第六条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後において、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

第七条 岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県

新

旧

<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一項及び第二項、第十四条並びに第十八条第三項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第七条、第八条、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）並びに第十九条第一項及び第二項の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下第六条までにおいて同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業法第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用された職員（第六条及び第十条第三号において「任期付採用職員」という。）</p> <p>四・五略</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができるときにおける当該職員</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項及び第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第六条の二、第七条並びに第九条第一項及び第二項の規定により、並びに育児休業法を実施するため、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下第五条の二までにおいて同じ。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業法第六条第一項第一号に規定する任期を定めた採用により任用された職員（第五条の二において「任期付採用職員」という。）</p> <p>四・五略</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、育児休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者（特定地方独</p>
--	---

一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第六条関係）

新	旧
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第四条 1・2略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第四条 1・2略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（特定地方独立行政法人の職員にあつては、当該承認に相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第九条第一項の規定による承認</p>

5 3 間を勤務したものとみなす。
3・4 略
5 勤務時間条例第二条第六項及び第七項並びに第五条の規定は、
第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。

5 3 間を勤務したものとみなす。
3・4 略
5 勤務時間条例第二条第四項及び第五項並びに第五条の規定は、
第二項の第一号任期付研究員には、適用しない。

新

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次項及び第五項において「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間（当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた勤務の内容）に於ては、以下この項において「育児短時間勤務等」という。）に従つた週休日（勤務時間条例第二条第五項に規定する週休日を含む。）以外の日）において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第二条第六項の規定により一日につき八時間の勤務時間（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従つた勤務時間）を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時

旧

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第七条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則で定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。次項及び第三項において「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則で定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第二条第四項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

職員の自己啓発等休業に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>地方公務員法の一部改正により，自己啓発等休業の制度が創設されたことに伴い，職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

1 趣旨（第1条関係）

地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める。

2 自己啓発等休業の承認（第2条関係）

任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができることとする。

3 自己啓発等休業の期間（第3条関係）

自己啓発等休業の期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間とする。

4 大学等教育施設（第4条関係）

自己啓発等休業の対象となる教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。）
- (2) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) (1)又は(2)に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) その他(1)又は(2)に掲げる教育施設に準ずるもの

5 奉仕活動（第5条関係）

自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動

(2) (1)に掲げるもののほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であるもの

6 自己啓発等休業の承認の申請（第6条関係）

自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないこととする。

7 自己啓発等休業の期間の延長（第7条関係）

自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が3の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができることとする。

8 自己啓発等休業の承認の取消事由（第8条関係）

任命権者は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

9 報告等（第9条関係）

自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないこととする。

(1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

10 職務復帰後における号給の調整（第10条関係）

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間の全部又は一部について引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができることとする。

11 退職手当の取扱い（第11条関係）

退職手当の算定については、自己啓発等休業をした期間を在職期間から除算することとする。

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。第七条第一項及び第九条において同じ。）は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等課程の履修（法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）
- 二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- 三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- 四 その他第一号又は第二号に掲げる教育施設に準ずるものとして人事委員会規則で定める教育施設

(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- 一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第十三条第一項第三号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

一 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であるものとして人事委員会規則で定めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

三 その他人事委員会規則で定める事由

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることであり、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を、大学等課程の履修又は国際貢献活動の

ためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての岡山県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が別に定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数)」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

2 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十六条の五 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年岡山県条例第 号)第二条の規定により休業の承認を受けた職員には、当該休業をしている期間については、給与を支給しない。

第十八条中「から第四項まで」を削り、「第十三条及び附則第二項」を「及び第十三条」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

制定理由

地方公務員法の一部改正により、自己啓発等休業の制度が創設されたことに伴い、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定める必要がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課行政改革推進室

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町村が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 高圧ガス保安法等に基づく高圧ガスの製造の許可（コンビナートの事業所内に係るものを除く。）等に関する事務は、各市町村が処理することとする。
- 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てんの許可等に関する事務は、各市町村が処理することとする。
- 3 社会福祉法に基づく社会福祉施設（軽費老人ホームのうち地域密着型特定施設であって、社会福祉法人が設置するものに限る。）の設置の届出の受理等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 4 水道法に基づく専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認等に関する事務は、鏡野町が処理することとする。
- 5 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設であるものに限る。）の設置の認可等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 6 大規模小売店舗立地法等に基づく大規模小売店舗の新設の届出の受理等に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。
- 7 中心市街地の活性化に関する法律に基づく大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理に関する事務は、岡山市及び倉敷市が処理することとする。
- 8 農地法に基づく農地を農地以外のものにすることの許可等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 9 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務は、各町村が処理することとする。
- 10 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十六の項を八十八の項とし、七十七の項から八十五の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の七十六の項中「七十八の項」を「八十の項」に改め、同項を同表の七十八の項とし、同表中七十五の項を七十七の項とし、六十六の項から七十四の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の六十五の項中「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表の六十七の項とし、同表の六十四の項中「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表の六十六の項とし、同表中六十三の項を六十五の項とし、五十九の項から六十二の項までを二項ずつ繰り下げ、五十八の項の次に次の二項を加える。

五十九 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項において 岡山市 倉敷

「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理

ロ 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の概要等の公告及び縦覧

ハ 法第六条第一項及び第二項の規定による大規模小売店舗の名称等の変更の届出の受理

ニ 法第六条第五項及び第六項の規定による店舗面積を基準面積以下とする旨の届出の受理及び公告

ホ 法第七条第三項の規定による意見の陳述

ヘ 法第八条第一項の規定による公告をした旨の通知及び意見の聴取

ト 法第八条第二項の規定による意見書の受理

チ 法第八条第三項及び第六項の規定による意見の概要の公告及び縦覧

リ 法第八条第四項の規定による意見の陳述及び意見を有しない旨の通知

ヌ 法第八条第七項の規定による届出を変更する旨の届出及び変更しない旨の通知の受理

ル 法第九条第一項及び第三項の規定による必要な措置の勧告並びにその内容の通知及び公告

ヲ 法第九条第四項の規定による勧告を踏まえた変更の届出の受理

ワ 法第九条第七項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

カ 法第十一条第三項の規定による地位の承継の届出の受理

ヨ 法第十二条の規定による関係行政機関等への協力の要請

タ 法第十四条の規定による報告の徴収

<p>レ 法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p> <p>ソ 省令第五条、第十条、第十二条第三号、第十四条、第十五条及び第十七条の規定による公告の方法の認定</p> <p>ツ 省令第八条の規定による軽微な変更の認定</p> <p>ネ 省令第十一条第一項ただし書の規定による説明会の開催の回数指定</p> <p>ナ 省令第十一条第二項の規定による説明会を開催する必要がある旨の認定</p> <p>ラ 省令第十三条第一項の規定による説明会を開催することができない事由の認定</p> <p>ム 省令第十三条第二項第三号の規定による届出等の内容を周知させるための方法の認定</p> <p>六十 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>
---	----------------

別表第一中五十二の項を削り、五十一の項を五十二の項とし、四十八の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四十七の項中「各市」を「各市町村」に、「トから又までに係るもの」を「トから又までに係るもの」に限り、町村にあってはトから又までに係るものについては地域密着型介護老人福祉施設に係るもの（ハに係るものうち入所定員の増加の認可に係るものについては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に改め、同項を同表の四十八の項とし、同表中四十六の項を四十七の項とし、四十五の項を四十六の項とし、同表の四十四の項中「高梁市」を「高梁市 鏡野町」に改め、同項を同表の四十五の項とし、同表中四十三の項を四十四の項とし、同表の四十二の項中「四十七の項」を「四十八の項」に、「各市」を「各市町村」に改め、同項を同表の四十三の項とし、同表中四十一の項を四十二の項とし、六の項から四十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の項中「次項及び七の項」を「から八の項まで」に改め、同項を同表の六の項とし、同表中四の項を五の項とし、三の項を削り、二の項を三の項とし、同項の次に次の一項を加える。

<p>四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十七条の四第一項の規定による充てんの許可</p> <p>ロ 法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七条の二第一項及び第二項の規定による変更の許可及び届出の受理</p>	<p>各市町村</p>
--	-------------

- ハ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項の規定による完成検査
- ニ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- ホ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理
- ヘ 法第三十七条の五第三項の規定による充てん設備の修理等の命令
- ト 法第三十七条の六第一項の規定による保安検査
- チ 法第三十七条の六第一項ただし書の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理
- リ 法第三十七条の六第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理
- ヌ 法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し及び使用の停止の命令（イに規定する許可に係るものに限る。）
- ル 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理
- ヲ 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収（イからヌまでに規定する事務に係るものに限る。）
- ワ 法第八十三条第三項の規定による立入検査等（イからヌまでに規定する事務に係るものに限る。）
- カ 法第八十四条第一項の規定による条件の付加（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）
- ヨ 省令第三百三十二条の規定による報告の受理（充てん事業者に係るものに限る。）

別表第一の一の項の次に次の一項を加える。

- 二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）及び一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の適用を受ける高圧ガスの製造に係るもの及び液化石油ガス（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第一条の液化石油ガスをいう。）の販売に係るものを除く。）

(1) 法第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の許可

各市町村

- (2) 法第五条第二項の規定による高圧ガスの製造の届出の受理
- (3) 法第九条の規定による第一種製造者の許可の取消し
- (4) 法第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理
- (5) 法第十条の二第二項の規定による第二種製造者の地位の承継の届出の受理
- (6) 法第十一条第三項の規定による第一種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令
- (7) 法第十二条第三項の規定による第二種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令
- (8) 法第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設の変更の工事等の許可
- (9) 法第十四条第二項の規定による第一種製造者の製造のための施設の軽微な変更の工事の届出の受理
- (10) 法第十四条第四項の規定による第二種製造者の製造のための施設等の変更の届出の受理
- (11) 法第十五条第二項の規定による技術上の基準に従った高圧ガスの貯蔵の命令
- (12) 法第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可
- (13) 法第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (14) 法第十七条の二第一項の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理
- (15) 法第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の修理等の命令
- (16) 法第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の変更の工事の許可
- (17) 法第十九条第二項の規定による第一種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出の受理
- (18) 法第十九条第四項の規定による第二種貯蔵所の変更の工事の届出の受理
- (19) 法第二十条第一項の規定による完成検査
- (20) 法第二十条第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- (21) 法第二十条第三項の規定による完成検査
- (22) 法第二十条第三項各号の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出及び認定完成検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (23) 法第二十条第四項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理
- (24) 法第二十条の四の規定による高圧ガスの販売の事業の届出の受理

- (25) 法第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理
- (26) 法第二十条の五第二項の規定による販売業者等に対する勧告
- (27) 法第二十条の五第三項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- (28) 法第二十条の六第二項の規定による技術上の基準に従った高圧ガスの販売の命令
- (29) 法第二十条の七の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理
- (30) 法第二十一条の規定による届出の受理
- (31) 法第二十二条第一項の規定による輸入検査
- (32) 法第二十二条第一項第一号の規定による協会等が行う輸入検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- (33) 法第二十二条第二項の規定による協会等からの輸入検査の結果の報告の受理
- (34) 法第二十三条第三項の規定による高圧ガスの輸入をした者に対する措置の命令
- (35) 法第二十四条の二第一項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理（コンビナート等保安規則の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設と一体的に管理されている施設（以下この項において「一体的管理施設」という。）に係るものを除く。）
- (36) 法第二十四条の二第二項において準用する法第十条の二第二項の規定による特定高圧ガス消費者の地位の承継の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (37) 法第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費者に対する消費のための施設の修理等の命令（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (38) 法第二十四条の四第一項の規定による特定高圧ガスの消費のための施設の变更の工事等の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (39) 法第二十四条の四第二項の規定による特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (40) 法第二十六条第一項の規定による危害予防規程の制定及び変更の届出の受理
- (41) 法第二十六条第二項の規定による危害予防規程の変更の命令
- (42) 法第二十六条第四項の規定による危害予防規程の遵守等の命令及び勧告
- (43) 法第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更の命令
- (44) 法第二十七条第五項の規定による保安教育計画の忠実な実行等の勧告

- (45) 法第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の届出の受理
- (46) 法第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令
- (47) 法第三十五条第一項の規定による保安検査
- (48) 法第三十五条第一項各号の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出及び認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (49) 法第三十五条第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理
- (50) 法第三十六条第二項の規定による危険な状態の届出の受理
- (51) 法第三十八条第一項の規定による許可の取消し並びに製造及び貯蔵の停止の命令
- (52) 法第三十八条第二項の規定による製造等の停止の命令
- (53) 法第三十九条の規定による製造のための施設の使用の一時停止の命令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第二項に規定する一般消費者等（66）において「一般消費者等」という。）に係るものを除く。）
- (54) 法第三十九条の十一の規定による検査の記録の届出の受理
- (55) 法第四十八条第五項の規定による高圧ガスの充てんの許可
- (56) 法第四十九条第一項の規定による容器検査所の登録
- (57) 法第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新
- (58) 法第五十条第四項の規定による種類の制限
- (59) 法第五十二条第二項の規定による検査主任者の選任及び解任の届出の受理
- (60) 法第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令
- (61) 法第五十三条の規定による登録の取消し並びに容器再検査及び附属品再検査の停止の命令
- (62) 法第五十四条第二項の規定による高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消
- (63) 法第五十六条の二の規定による業務の廃止の届出の受理
- (64) 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（法第四十一条第一項に規定する容器製造業者に係るものを除く。）
- (65) 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（1）から（64）までに規定する事務に係るものに限る。）
- (66) 法第六十三条の規定による事故届の受理及び報告の命令（一般消費者等に

係るものを除く。）

(67) 法第六十四条の規定による指示

(68) 法第六十五条第一項の規定による条件の付加（(1)、(8)、(12)及び(16)に規定する許可に係るものに限る。）

(69) 法第七十四条第一項から第三項までの規定による通報及び通報の受理（(1)、(2)、(12)、(14)、(24)、(30)、(35)、(39)及び(51)に規定する許可等に係るものに限る。）

(70) 省令第十二条第二項第六号の規定による充てんの場所の届出の受理

別表第二の五の項中「三十一の項」を「三十二の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(岡山県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

3 岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とし、第三十一号を第二十八号とし、第三十二号を第二十九号とし、第三十三号を第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項第一号の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 次に掲げる設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 千万立方メートル以上のもの 五十六万円

ロ 百万立方メートル以上千万立方メートル未満のもの 三十四万円

ハ 五十万立方メートル以上百万立方メートル未満のもの 二十二万円

ニ 十立方メートル以上五十万立方メートル未満のもの 十四万円

ホ 二万五千立方メートル以上十立方メートル未満のもの 十一万円

へ 五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満のもの 八万六千円
ト 千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの 六万八千円
チ 二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの 五万四千円
リ 百立方メートル以上二百立方メートル未満のもの 三万千円
三十二 高压ガス保安法第十四条第一項の規定による高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査 次に掲げる変更後の処理容積の変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積）に対する増加の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 千万立方メートル以上のもの 三十七万円
- ロ 百万立方メートル以上千万立方メートル未満のもの 二十二万円
- ハ 五十万立方メートル以上百万立方メートル未満のもの 十五万円
- ニ 十万立方メートル以上五十万立方メートル未満のもの 九万三千元
- ホ 二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満のもの 六万九千元
- ヘ 五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満のもの 六万円
- ト 千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの 五万七千元
- チ 二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの 三万九千元
- リ 二百立方メートル未満のもの 二万六千元
- 又 その他のもの 一万六千元

第二条第三十四号から第三十七号までを削り、同条第三十八号中「第三十四号」を「第三十一号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十九号を削り、同条第四十号中「第三十五号」を「第三十二号」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条中第四十一号及び第四十二号を削り、第四十三号を第三十五号とし、第四十四号から第四十七号までを八号ずつ繰り上げ、第四十八号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 高压ガス保安法第三十五条第一項の規定による特定施設の保安検査 次に掲げる設備の処理容積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 千万立方メートル以上のもの 六十一万円
- ロ 百万立方メートル以上千万立方メートル未満のもの 三十七万円
- ハ 五十万立方メートル以上百万立方メートル未満のもの 二十五万円
- ニ 十万立方メートル以上五十万立方メートル未満のもの 十五万円
- ホ 二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満のもの 十二万円
- ヘ 五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満のもの 九万五千元
- ト 千立方メートル以上五千立方メートル未満のもの 七万五千元
- チ 二百立方メートル以上千立方メートル未満のもの 六万円

リ 百立方メートル以上二百立方メートル未満のもの 三万三千元

第二条中第四十九号を削り、第五十号を第四十二号とし、第五十一号を第四十三号とし、第五十二号及び第五十三号を削り、第五十四号を第四十四号とし、第五十五号から第七十一号までを十号ずつ繰り上げ、第七十二号から第七十六号までを削り、第七十七号を第六十二号とし、第七十八号から第八十六号までを十五号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中「第十号、第十四号、第三十号、第四十七号、第四十八号又は第八十号」を「第八号、第十二号、第二十七号、第三十九号、第四十号又は第六十五号」に改める。

改正理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを市町村が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

七十九〜八十八略

別表第二(第三条関係)

事	務	五 岡山県自然保護条例(昭和四十六年岡山県条例第六十三号)に基づく事務	市町村
			同条例第五十五条の規定により指定された自然公園の区域を含む市町村(岡山、倉敷市及び市には、あつては、別表第一の第三十二項の規定に係る事務を除く。)

七十七〜八十六略

別表第二(第三条関係)

事	務	五 岡山県自然保護条例(昭和四十六年岡山県条例第六十三号)に基づく事務	市町村
			同条例第五十五条の規定により指定された自然公園の区域を含む市町村(岡山、倉敷市及び市には、あつては、別表第一の第三十一項の規定に係る事務を除く。)

<p>タ 法第十四条の規定による報告の徴収</p> <p>レ 法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p> <p>ソ 省令第五条、第十条、第十二条第三号、第十四条、第十五条及び第十七条の規定による公告の方法の認定</p> <p>ツ 省令第八条の規定による軽微な変更の認定</p> <p>ネ 省令第十一条第一項ただし書の規定による説明会の開催の回数指定</p> <p>ナ 省令第十一条第二項の規定による説明会を開催する必要がある旨の認定</p> <p>ラ 省令第十三条第一項の規定による説明会を開催することができない事由の認定</p> <p>ム 省令第十三条第二項第三号の規定による届出等の内容を周知させるための方法の認定</p>	<p>六十 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく事務のうち、同法第三十七条第二項の規定による大規模小売店舗の店舗面積の合計の変更等の届出の受理</p>	<p>六十一～六十五略</p>	<p>六十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜チ略</p> <p>六十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ホ略</p>	<p>六十八～七十七略</p> <p>七十八 都市計画法（以下この項から八十の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ラ略</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>	<p>各市町村</p>	<p>各市町村</p>	<p>玉野市</p>
<p>五十九～六十三略</p>	<p>六十四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜チ略</p> <p>六十五 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ホ略</p>	<p>六十六～七十五略</p>	<p>七十六 都市計画法（以下この項から七十八の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ラ略</p>	<p>玉野市</p>	<p>玉野市</p>	<p>玉野市</p>	<p>各市</p>	<p>各市</p>	<p>玉野市</p>

五十三〜五十八略

五十九 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理

ロ 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の概要等の公告及び縦覧

ハ 法第六条第一項及び第二項の規定による大規模小売店舗の名称等の変更の届出の受理

ニ 法第六条第五項及び第六項の規定による店舗面積を基準面積以下とする旨の届出の受理及び公告

ホ 法第七条第三項の規定による意見の陳述

ヘ 法第八条第一項の規定による公告をした旨の通知及び意見の聴取

ト 法第八条第二項の規定による意見書の受理

チ 法第八条第三項及び第六項の規定による意見の概要の公告及び縦覧

リ 法第八条第四項の規定による意見の陳述及び意見を有しない旨の通知

ヌ 法第八条第七項の規定による届出を変更する旨の届出及び変更しない旨の通知の受理

ル 法第九条第一項及び第三項の規定による必要な措置の勧告並びにその内容の通知及び公告

ヲ 法第九条第四項の規定による勧告を踏まえた変更の届出の受理

ワ 法第九条第七項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

カ 法第十一条第三項の規定による地位の承継の届出の受理

ヨ 法第十二条の規定による関係行政機関等への協力の要請

岡山市
倉敷市

いての指導

五十三〜五十八略

四十九〜五十二略

あつては
イからハ
までに係
るものに
ついては
地域密着
型介護老
人福祉施
設に係る
もの（ハ
に係るも
ののうち
入所定員
の増加の
認可に係
るものに
ついては
地域密
着型介護
老人福祉
施設でな
くなる場
合を除く
。）に限
る。）

四十八〜五十一略

五十二 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ 法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる法第一条の規定による改正前の理容師法第三条第五項に規定する実地習練の実施に
ロ 法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる法第二条の規定による改正前の美容師法第四条第五項に規定する実地習練の実施につ

岡山市
倉敷市

<p>「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ略</p>	<p>倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市</p>	<p>七〇四十二略</p> <p>四十三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設(四十八の項において「地域密着型特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)</p> <p>イハ略</p>	<p>各市町村 (岡山市 及び倉敷 市を除く)</p>	<p>四十四 略</p> <p>四十五 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>高梁市 鏡野町</p>	<p>四十六・四十七略</p> <p>四十八 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>各市町村 (岡山市 及び倉敷 市にあつ てはトか ら又まで に係るも のに限り 町村に</p>
---	---	---	---	--	--------------------	---	--

<p>「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・ロ略</p>	<p>倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市</p>	<p>六〇四十一略</p> <p>四十二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設(四十七の項において「地域密着型特定施設」という。)であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。)</p> <p>イハ略</p>	<p>各市(岡 山市及び 倉敷市を 除く。)</p>	<p>四十三 略</p> <p>四十四 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>高梁市</p>	<p>四十五・四十六略</p> <p>四十七 老人福祉法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イハ略</p>	<p>各市(岡 山市及び 倉敷市に あつては トから 又までに 係るもの に限る。)</p>
---	---	---	--	--	------------	---	--

<p>六 地方自治法（以下この項から八の項までにおいて「</p>	<p>五略</p>	<p>イ 法第三十七条の四第一項の規定による充てんの許可 ロ 法第三十七条の四第三項において準用する法第三十七條の二第一項及び第二項の規定による変更の許可及び届出の受理 ハ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七條の三第一項の規定による完成検査 ニ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七條の三第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理 ホ 法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七條の三第二項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理 ヘ 法第三十七条の五第三項の規定による充てん設備の修理等の命令 ト 法第三十七条の六第一項の規定による保安検査 チ 法第三十七条の六第一項ただし書の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理 リ 法第三十七条の六第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理 ヌ 法第三十七条の七第一項の規定による許可の取消し及び使用の停止の命令（イに規定する許可に係るものに限る。） ル 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理 ヲ 法第八十二条第二項の規定による報告の徴収（イからヌまで）に規定する事務に係るものに限る。 ワ 法第八十三条第三項の規定による立入検査等（イからヌまで）に規定する事務に係るものに限る。 カ 法第八十四条第一項の規定による条件の付加（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。） ヨ 省令第三百三十二条の規定による報告の受理（充てん事業者に係るものに限る。）</p>
<p>岡山市</p>		

<p>五 地方自治法（以下この項、次項及び七の項において「</p>	<p>四略</p>	
<p>岡山市</p>		

<p>(60) 法第五十二条第四項の規定による検査主任者の解任の命令</p> <p>(61) 法第五十三条の規定による登録の取消し並びに容器再検査及び付属品再検査の停止の命令</p> <p>(62) 法第五十四条第二項の規定による高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消</p> <p>(63) 法第五十六条の二の規定による業務の廃止の届出の受理</p> <p>(64) 法第六十一条第一項の規定による報告の徴収（法第四十一条第一項に規定する容器製造業者に係るものを除く。）</p> <p>(65) 法第六十二条第一項の規定による立入検査等（(1)から(64)までに規定する事務に係るものに限る。）</p> <p>(66) 法第六十三条の規定による事故届の受理及び報告の命令（一般消費者等に係るものを除く。）</p> <p>(67) 法第六十四条の規定による指示</p> <p>(68) 法第六十五条第一項の規定による条件の付加（(1)（8）、(12)及び(16)に規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>(69) 法第七十四条第一項から第三項までの規定による通報及び通報の受理（(1)、(2)、(12)、(14)、(24)、(30)、(35)、(39)及び(51)に規定する許可等に係るものに限る。）</p> <p>(70) 省令第十二条第二項第六号の規定による充てんの場所の届出の受理</p>	<p>三略</p>		<p>四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p>
			<p>各市町村</p>
	<p>二略</p>	<p>三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）に基づく事務のうち、同法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理</p>	
		<p>各市町村</p>	

- (44) 法第二十七条第五項の規定による保安教育計画の忠実な実行等の勧告
- (45) 法第二十七条の二第五項（法第二十七条の四第二項、第二十八条第三項及び第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の届出の受理
- (46) 法第三十四条の規定による保安統括者等の解任の命令
- (47) 法第三十五条第一項の規定による保安検査
- (48) 法第三十五条第一項各号の規定による協会等が行う保安検査を受けた旨の届出及び認定保安検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (49) 法第三十五条第三項の規定による協会等からの保安検査の結果の報告の受理
- (50) 法第三十六条第二項の規定による危険な状態の届出の受理
- (51) 法第三十八条第一項の規定による許可の取消し並びに製造及び貯蔵の停止の命令
- (52) 法第三十八条第二項の規定による製造等の停止の命令
- (53) 法第三十九条の規定による製造のための施設の使用の一時停止の命令等（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第二条第二項に規定する一般消費者等（66において「一般消費者等」という。）に係るものを除く。）
- (54) 法第三十九条の十一の規定による検査の記録の届出の受理
- (55) 法第四十八条第五項の規定による高圧ガスの充てんの許可
- (56) 法第四十九条第一項の規定による容器検査所の登録
- (57) 法第五十条第三項の規定による容器検査所の登録の更新
- (58) 法第五十条第四項の規定による種類の制限
- (59) 法第五十二条第二項の規定による検査主任者の選任及び解任の届出の受理

- に従った高圧ガスの販売の命令
- (29) 法第二十条の七の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理
- (30) 法第二十一条の規定による届出の受理
- (31) 法第二十一条第一項の規定による輸入検査
- (32) 法第二十一条第一項第一号の規定による協会等が行う輸入検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出の受理
- (33) 法第二十一条第二項の規定による協会等からの輸入検査の結果の報告の受理
- (34) 法第二十一条第三項の規定による高圧ガスの輸入をした者に対する措置の命令
- (35) 法第二十四条の二第一項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理（コンビナート等保安規則の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設と一体的に管理されている施設（以下この項において「一体的管理施設」という。）に係るものを除く。）
- (36) 法第二十四条の二第二項において準用する法第十条の二第二項の規定による特定高圧ガス消費者の地位の承継の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (37) 法第二十四条の三第三項の規定による特定高圧ガス消費者に対する消費のための施設の修理等の命令（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (38) 法第二十四条の四第一項の規定による特定高圧ガスの消費のための施設の変更の工事等の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (39) 法第二十四条の四第二項の規定による特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理（一体的管理施設に係るものを除く。）
- (40) 法第二十六条第一項の規定による危害予防規程の制定及び変更の届出の受理
- (41) 法第二十六条第二項の規定による危害予防規程の変更の命令
- (42) 法第二十六条第四項の規定による危害予防規程の遵守等の命令及び勧告
- (43) 法第二十七条第二項の規定による保安教育計画の変更の命令

- (10) 法第十四条第四項の規定による第二種製造者の製造のための施設等の変更の届出の受理
- (11) 法第十五条第二項の規定による技術上の基準に従った高圧ガスの貯蔵の命令
- (12) 法第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可
- (13) 法第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (14) 法第十七条の二第一項の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理
- (15) 法第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の修理等の命令
- (16) 法第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の変更の工事の許可
- (17) 法第十九条第二項の規定による第一種貯蔵所の軽微な変更の工事の届出の受理
- (18) 法第十九条第四項の規定による第二種貯蔵所の変更の工事の届出の受理
- (19) 法第二十条第一項の規定による完成検査
- (20) 法第二十条第一項ただし書の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していること認められた旨の届出の受理
- (21) 法第二十条第三項の規定による完成検査
- (22) 法第二十条第三項各号の規定による協会等が行う完成検査において技術上の基準に適合していると認められた旨の届出及び認定完成検査実施者による検査の記録の届出の受理
- (23) 法第二十条第四項の規定による協会等からの完成検査の結果の報告の受理
- (24) 法第二十条の四の規定による高圧ガスの販売の事業の届出の受理
- (25) 法第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理
- (26) 法第二十条の五第二項の規定による販売業者等に対する勧告
- (27) 法第二十条の五第三項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
- (28) 法第二十条の六第二項の規定による技術上の基準

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新

別表第一（第二条関係）

一 略	事	各市町村
	務	
<p>二 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）及び一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の適用を受ける高压ガスの製造に係るもの及び液化石油ガス（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第一条の液化石油ガスをいう。）の販売に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第五条第一項の規定による高压ガスの製造の許可</p> <p>(2) 法第五条第二項の規定による高压ガスの製造の届出の受理</p> <p>(3) 法第九条の規定による第一種製造者の許可の取消し</p> <p>(4) 法第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(5) 法第十条の二第二項の規定による第二種製造者の地位の承継の届出の受理</p> <p>(6) 法第十一条第三項の規定による第一種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令</p> <p>(7) 法第十二条第三項の規定による第二種製造者に対する製造のための施設の修理等の命令</p> <p>(8) 法第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設の変更の工事等の許可</p> <p>(9) 法第十四条第二項の規定による第一種製造者の製造のための施設の軽微な変更の工事の届出の受理</p>		

旧

別表第一（第二条関係）

一 略	事	各市町村
	務	
<p>（この欄は空白です）</p>		

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>5年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
改正理由	<p>岡山県産業廃棄物処理税は法定外目的税であり、随時その必要性を判断しつつ課税を行うことが適当であるため、5年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加える必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例

岡山県産業廃棄物処理税条例（平成十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「この条例の施行後」を「岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例（平成十九年岡山県条例第 号）の施行後」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

改正理由

岡山県産業廃棄物処理税は法定外目的税であり、随時その必要性を判断しつつ課税を行うことが適当であるため、五年後を目途として、必要があると認めるときは、岡山県産業廃棄物処理税条例の規定について検討を加える必要がある。

岡山県産業廃棄物処理税条例新旧対照表

新	旧
<p>附則 1～4略</p> <p>5 (検討) 知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例(平成十九年岡山県条例第号)の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則 1～4略</p> <p>5 (検討) 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、平成20年度中において発売する証票は、次のとおりとする。

発 売 総 額 15,000,000千円以内

ただし、全国自治宝くじ及び西日本宝くじとして発売するものとする。

（参 考）

当せん金付証票法抜粋

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方
財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総
務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益
の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定め
る事業（次項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたと
きは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従
い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2・3 略

総務委員会資料(Ⅱ)

<12月定例会主要事項>

	頁
○ おかやま旧日銀ホールの指定管理者の指定について ……	1
○ 損害賠償請求控訴事件の和解について ……	3

平成19年11月21日

企画振興部

おかやま旧日銀ホールの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市内山下一丁目6番20号
おかやま旧日銀ホール
- 2 指定管理者となる団体 岡山市内山下一丁目6番20号
特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山
理事長 黒瀬仁志
- 3 指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(参考)

- 1 地方自治法抜粋
(公の施設の設置, 管理及び廃止)
第244条の2 1～5 略
6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 2 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山の概要
 - (1) 設立 平成16年4月6日
 - (2) 役員数 12名(理事10名, 監事2名)
 - (3) 社員数 59名(役員を含む)
 - (4) 目的 広く県民に対して上質な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、地域で文化芸術活動を行っている個人や団体に対して、活動発表の場の提供や育成支援活動を行い、岡山県の文化芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。
 - (5) 事業内容
 - ① 文化芸術に関する公演等の企画実施
 - ② 文化芸術活動への支援及び人材の育成
 - ③ 文化芸術に関する情報の収集・提供・発信
 - ④ 文化芸術に根ざした街づくりの推進
 - ⑤ 旧日銀岡山支店の有効活用の推進

施設名	おかやま旧日銀ホール	
指定管理者の候補として選定した団体	岡山市内山下一丁目6番20号 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山 理事長 黒瀬 仁志	
選定理由	<p>おかやま旧日銀ホール指定管理者選定委員会において、自主企画事業等による施設の設置目的に沿った機能の発揮、経費の縮減、管理を安定して行うことができる職員配置などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>	
選定方法	公募	
選定委員会	開催日	平成19年11月6日
	委員	委員長 企画振興部長 杉 潔 委員 岡山商科大学大学院商学研究科教授 鳥越 良光 岡山大学教育学部教授 高橋 昌子 (財)岡山シンフォニーホール専務理事 玉垣 夫規子 生活環境部文化振興課長 豊田 ひとみ 計5名
	委員の評価	選定団体 特定非営利活動法人バンクオブアーツ岡山 392点 株式会社オウエッチケイ、メディアサービス 269点 (500点満点)
指定期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日	
担当課	企画振興部企画振興課 (内線：2322、直通：086-226-7251)	

損害賠償請求控訴事件の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により，次のとおり和解について，議決を求める。

1 事 件 名

県有財産売買契約に係る損害賠償請求控訴事件

2 相 手 方

控訴人（第一審 原告）

兵庫県姫路市西八代町3番1号

マリンプラザ株式会社 代表取締役 くわだ たかとし 栗田 享 敏

3 係 争 物 件（土地）

備前市日生町寒河字スワ380番39

雑種地 6,194.74平方メートル

4 和 解 要 旨

- (1) 被控訴人（岡山県）は，控訴人との間の平成15年9月17日付け県有財産売買契約書第11条の規定により，本件土地を控訴人から買い戻す。
- (2) 被控訴人は，買戻代金として7,712万4,513円を控訴人に支払う。
- (3) 控訴人はその余の請求を放棄する。
- (4) 控訴人及び被控訴人は，控訴人と被控訴人の間には，本件に関し，本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は，第一審，第二審とも各自の負担とする。

(参 考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～十一 略

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三～十五 略

2 略

県有財産売買契約書抜粋

岡山県（以下「甲」という。）とマリンプラザ株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により岡山県有財産の売買契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(用途の指定等)

第7条 乙は、本件土地の用途を共同住宅建設用地（以下「指定用途」という。）とする。

2 乙は、平成20年9月30日（以下「指定期日」という。）までに、平成15年8月20日付けで乙が甲に提出した県有財産買受申請書に定める事業計画書に従って、共同住宅を建設し、指定用途に供さなければならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ指定用途又は指定期日の変更について甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(買戻しの特約)

第11条 甲は、乙が第7条及び第8条の規定に違反したときは、本件土地を買い戻すことができる。

2 略